

「優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査」の実施について

■実態調査の趣旨

独占禁止法の優越的地位の濫用規制及び下請法では、優越的地位にある事業者等による知的財産権・ノウハウの不当な吸い上げ行為等を禁止しているところ、公正取引委員会において例年実施している実態調査のテーマとして、今般、**製造業を対象とした、優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査**を選定したもの。今後、中小企業を中心とした事業者に対するアンケート調査（3万通）と追加ヒアリング調査を実施し、実態を把握する。

● 最近の実態調査のテーマ

- ・大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査（平成30年1月公表）
- ・葬儀・ブライダルの取引に関する実態調査（平成29年3月公表）

■調査の背景

公正取引委員会では、知的財産推進計画2018に基づいて、知的財産権に関する下請法上の問題があれば厳正に対処することとしているところであるが、独占禁止懇話会の会員、独占禁止政策協力委員、下請取引等改善協力委員といった有識者から知的財産権・ノウハウの吸い上げの問題に目を向けるべきとの指摘等も出てくることから、今回、実態調査のテーマとして選定したもの。

【参考】「中小企業の方々から、大企業に技術、ノウハウといった知的財産が不当に吸い上げられているといった声が聞かれる。中小企業は独自のノウハウを持っており、それを武器にしているのだから、このような部分にも目を向けていただきたい。」（独占禁止懇話会（第210回）議事概要。）

■独占禁止法の優越的地位の濫用ガイドライン及び下請法の運用基準に掲載されている想定例等

- ① 取引に伴い、取引の相手方に著作権、特許権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。【優越GL第4の2(3)】
- ② 発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、金型の設計図面を無償で提供させること。【優越GL第4の2(3)】
- ③ 親事業者は、下請事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、下請事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、下請事業者が作成した図面、加工データ等を対価を支払わず、提出させた。【下請法運用基準第4の7】

■知的財産推進計画2018（知的財産戦略本部）

【公正取引委員会】 「『下請代金支払遅延等防止法』の内容に関する周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。」

（工程表「知的財産推進計画2017」からの継続項目86）

■スケジュール

○平成30年10月下旬：3万社に対してアンケートを送付（締切り11月中旬）

回答に基づいて順次、追加ヒアリングを実施。

○平成31年前半：調査結果の公表。下請取引適正化推進講習会での周知等。